

第72号議案

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、条例改正を行う。

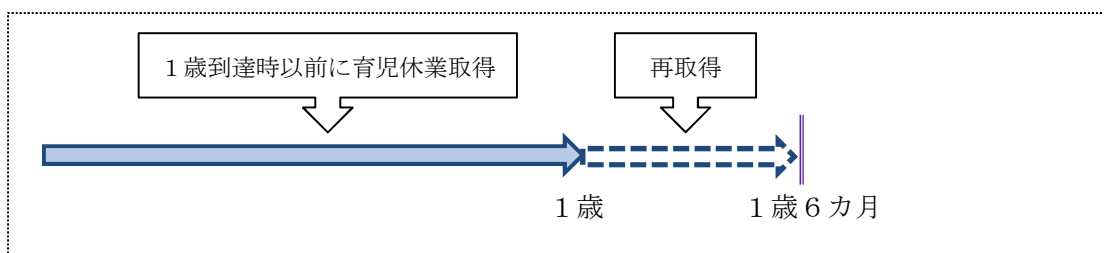
- (1) 非常勤職員（一般職）の育児休業の取得可能期間について、「子が1歳6カ月に達する日まで」を「子が2歳に達する日まで」とする。
- (2) 保育所等に入れない場合の再度の延長等に関する規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員（一般職）の育児休業の取得可能期間の延長（第2条の4関係）

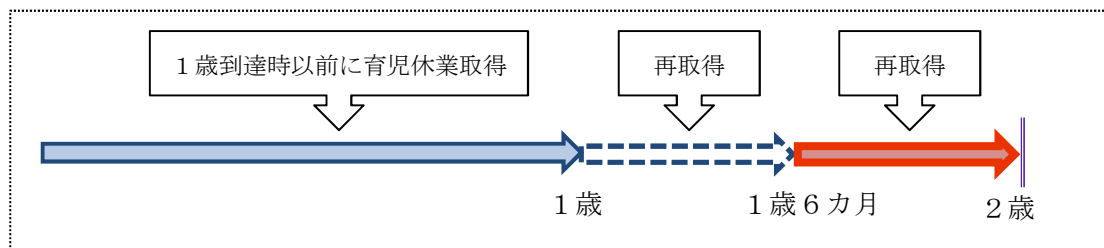
【現行】

育児休業は、原則として子が1歳に達する日まで取得することができるが、保育所に入れない等の場合には、例外的に子が「1歳6カ月に達する日まで」取得できる。



【改正後】

子が1歳6カ月に達した時点で、なお保育所に入れない等の場合には、再度申出することにより、育児休業を「2歳に達する日まで」取得できる。



- (2) 再度の延長等に関する規定整備（第3条、第4条および第8条関係）

育児休業の期間の再度の延長等ができる特別の事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を明文化する。

※ (1)の規定は非常勤職員、(2)の規定は育児休業を取得することができる全職員で、一般職が対象となる。

3 施行期日

公布の日

新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号および第2号省略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) (省略) (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6カ月に達する日(以下「1歳6カ月到達日」という。)<u>(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (省略) イ (省略) ウ (省略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (第1号省略) (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条および次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)<u>当該子が1歳2カ月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号および第2号省略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) (省略) (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6カ月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6カ月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (省略) イ (省略) ウ (省略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (第1号省略) (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)<u>当該子が1歳2カ月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法</u>

和22年法律第49号) 第65条第1項または第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)(第3号省略) ア (省略) イ (省略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)	律第49号) 第65条第1項または第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)(第3号省略) ア (省略) イ (省略)
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日(当該子の1歳6カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合 (2) 当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)	第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第5号まで省略) (6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)	第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第5号まで省略) (6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

<u>における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること<u>または第2条の4の規定に該当すること。</u> (第8号省略) (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第6号まで省略) (7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。 (第8号省略) (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第6号まで省略) (7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
--	---